

津市監査委員告示第3号

令和8年2月24日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和8年4月16日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和8年4月22日

津市監査委員 畷 田 光 伸

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和8年3月3日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要

本件監査請求書、補正書、事実を証する書面及び令和8年3月27日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 請求の対象となる執行機関

上下水道事業局

(2) 対象となる財務会計上の事実

不法に施工された工事費及び本来必要でない工事費等

工事完了年月日	番号	受託者	組合番号	業務概要	請負金額	
令和5年5月19日	167	津市水道指定事業者協同組合	236	漏水修繕	2,040,400	円
令和5年5月24日	233	津市水道指定事業者協同組合	313	出水不良修繕	641,400	円
令和5年5月25日	234	津市水道指定事業者協同組合	314	出水不良修繕	378,400	円
令和5年5月27日	235	津市水道指定事業者協同組合	315	出水不良修繕	117,500	円
令和5年5月30日	236	津市水道指定事業者協同組合	316	出水不良修繕	722,300	円
令和5年6月1日	237	津市水道指定事業者協同組合	317	出水不良修繕	392,400	円
令和5年6月2日	238	津市水道指定事業者協同組合	318	出水不良修繕	354,900	円
令和5年6月7日	239	津市水道指定事業者協同組合	319	出水不良修繕	577,300	円
令和5年7月28日	564	津市水道指定事業者協同組合	670	舗装復旧	504,900	円
小計					5,729,500	円
令和5年6月15日	293	津市水道指定事業者協同組合	373	漏水修繕	210,500	円
令和5年7月14日	431	津市水道指定事業者協同組合	535	漏水修繕	269,200	円
令和5年7月25日	579	津市水道指定事業者協同組合	685	切替工事	168,300	円
小計					648,000	円
計					6,377,500	円
令和7年3月18日		下工公担第1-5図面作成業務委託(その2)			548,377	円

令和 8 年 1 月 31 日	水整第 1 2 号藤方地内配水管布設工事	(62,755,000)	円
		の内	20,844,066 円
合計		27,769,943	円

工事費及び業務委託費 計 27,769,943 円（ただし、水整第 1 2 号については当初契約金額）

(3) 行為の違法及び不当な理由

別添資料－1 から 9 までの工事は、藤方第 2 雨水幹線築造工事施工業者の奥村組 J V から「水道水の水量が少ない。水圧が低くトイレが流れない」との連絡が上下水道事業局にあり、これを改善するために上下水道事業局が発注した工事であり、別添資料－10 から 12 までの工事は別添資料－1 から 9 までの工事と同じ工法で施工した国道 23 号を横断して民間事務所へ給水する工事である。また、別添資料－14 及び 15 の工事は当方が情報開示請求の上で問題点を指摘したのち上下水道事業局が当該水道管を撤去し、改めて布設し直すための業務委託及び工事である。

ア 下水道法第 24 条第 1 項第 3 号違反について

開示された資料－2、5、7 及び 10 の工事写真で確認できるように、φ 50 mm ポリエチレン水道管が下水道暗渠内に施工された。この水道管が設置された暗渠は藤方第二排水区域内の藤方第 2－2 雨水幹線に位置付けられている。下水道法第 24 条第 1 項第 3 号では下水道暗渠内には「何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない」とされており明らかに今回の水道工事はこれに違反する工事である。

イ 有効水深内への設置

上記アの水道管については、下水道の計画流量を決定する「道路土工要綱（排水）」で定めている有効水深（8割水深）内に設置されていることから、この下水道暗渠の断面を阻害し流下能力を設計よりも減少させ、流域への浸水被害の危険性を増大させている。

ウ 無許可工事及び不法占用

資料－16によると、この水道管の設置に関しては、下水道管理者の占用加工許可及び橋梁の管理者である道路管理者の占用加工許可を得ずに工事を実施している。また、国道 23 号下の函渠の工事について

ては国土交通省の許可が必要であるが無許可で実施している。

エ 理論上説明できない理由での施工理由及び令和6年9月議会での虚偽答弁

追加で施工した2本目のφ50mm水道管の施工理由については、令和6年9月9日建設水道委員会で川口和雄議員への答弁で「水道使用者からφ50mm1本では水量が足りないとのことでしたので、さらに1本入れた」との答弁（資料-18）をしているが、令和7年2月18日付け回答書「【質問】回答1-viについて」（資料-20）のとおり上下水道事業局も認めているように水道管を追加しても水量は変わらない。また、水量不足を訴えた水道使用者である奥村組JVに当方が確認したところ別紙（資料-19）のとおり奥村組JVは上下水道事業局の主張と異なり1本目での水量不足の確認はしていないとの説明を受けている。

オ 職員の処分について

上下水道事業局には、今回の水道管工事にかかる下水道法違反をはじめとする数々の不法及び不正に関わった職員の処分について考えを尋ねたが、（資料-22回答2）により、同じ施工業者による収賄罪及び詐欺罪ですでに処分されたことによりこの件での処分は考えていないとのことである。しかし、これは収賄・詐欺事件とは全く関係のない工事施工に関する問題であるので新たに処分を下す必要がある。

カ 下水道法第24条第1項第3号違反及び有効水深内への設置について

下水道法では、「函渠内にいかなる施設及び工作物を設けさせてはならない」と規定されているが資料2、5、7及び10の工事写真で確認するとボックスカルバートが削孔されていることが確認できる。

資料20(2)では、上下水道事業管理者との協議で、出水期までに撤去すると回答を得ていたが、実際の工期は出水期を過ぎた令和7年7月14日から令和8年1月31日までであった。

(4) 津市に生じている損害

ア 下水道法に違反し、また虚偽の報告で施工した水道設置工事費 6,377,500円

イ 破損した函渠の安全確認にかかった業務委託費 548,377円

ウ 水道管の撤去及び付替えにかかる費用 20,844,066円

以上 27,769,943 円が津市民よりの水道料金から無駄に支出されている。

エ 理論的に説明できない信用性に欠ける証言と請負業者を利用した虚偽の説明で工事を正当化し、上下水道事業局に無駄な工事を行わせ津市の建設行政の信頼を失墜させた。

オ 国道下及び津インクル横の暗渠への工事については、そもそも津市水道指定事業者協同組合と契約した維持修繕工事の範疇ではなく給水工事で対応すべきものを設計も行わず現場任せで発注していることも不法な支出に当たる。正規の設計を行い、工事を施工していれば今回の事案は免れたと思われる。

(5) 求める必要な措置

ア 市民からの水道料金を健全な水道事業以外に支出された費用を市民に返還するため1箇月の間、全市民の水道基本料金から210円減額すること。

イ 上下水道事業局も（資料－22回答2）で認めているとおり奥村組JVに対する工事用給水であることから奥村組への給水引込工事に係る費用負担は奥村組が負担すべきであるので、奥村組JVに請求すること。

ウ 職員への処分については、上下水道事業局は資料－22及び24の主張により職員は意図的に行ったものではないこと、また別事件で処分されていることから処分を行っていないが、（ア）令和5年5月18日からの津インクル横函渠の工事（イ）令和5年6月15日からの国道下函渠の工事（ウ）令和6年9月議会での答弁作成など少なくとも3回以上は決裁上の技術職員を含め法令違反を確認する機会があった。これは、関係する職員に重大な過失があったと言わざるを得ない。また、議会及び情報開示請求に対する回答に虚偽の報告が確認されていることから関係した職員に賠償及び厳正な処分を行うこと。

エ 令和6年9月議会での虚偽答弁の取消し。

オ 津市に生じている損害として賠償を求める金額の総額は、27,769,943円で、全市民の水道料金から210円を減額、奥村組JV又は上下水道事業管理者及び関係する職員による賠償のいずれかの方法による賠償を求める。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

事実を知り得た時期は最初に公文書開示された令和6年10月2日であり、その後、令和6年12月11日に質問状を送付し、（資料－25）のとおり上下水道事業局の文書収受の不手際があり最終的な上下水道事業局の回答が送付されたのは令和7年6月6日であり、また、この件の処理を行っている工事（資料－15）は今年度末の工期であるので住民監査請求は正当である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項については、本件監査請求が、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を上下水道事業局水道整備課、水道維持課及び下水道施設課とし、請求人の立会いのもと関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和8年3月27日に請求人及び関係職員から聴取した陳述により確認した事実を整理した内容は次のとおりである。

(1) 経緯

本件監査請求に係る修繕及び工事の施工については、奥村組JVが受注する藤方第2雨水幹線築造工事において、奥村組JVの現場事務所及び建設現場への給水が必要となったことに起因するものである。

奥村組JVへの給水に当たり、工事現場に近接する箇所下水道施設課が所管する給水管（2次側）が存在していたことから、奥村組から申出を受けた下水道施設課は、当時の水道工務課（以下「水道工務課」という。）や営業課と協議することなく安易に奥村組に対し当該給水管から分岐し給水することを認め、奥村組JVとの間で「水道設備一時使用契約」及び「水道使用料金契約」を締結した上で、下水道施設課の水道メーターについて奥村組に使用者変更を行った。

その後、奥村組から下水道工務課に、現場事務所において「水量・水圧がない」と相談があり、下水道工務課から連絡を受けた水道工務課は、奥村組の水道メーターに対し、水道法第15条第2項の規定（水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。）に基づき、その義務を果たすべく、出水不良の原因であった奥村組の水道メーターに接続する既設水道本管φ75mmの閉塞に伴う修繕及び更新工事を実施したものである。

(2) 修繕番号167、233から239及び564の修繕概要について

ア 修繕に至る経緯

奥村組が使用している現場事務所において「水量・水圧がない」との連絡を受け、水道工務課職員により、現地にて出水不良原因の調査を行ったところ、藤方637番地に設置しているφ75mmの水道メーターにおいて水量・水圧が明らかに減少していることを目視により確認し、加えて、国道歩道に布設されている既設水道本管φ100mmに設置してある消火栓において水量・水圧を確認したところ十分な水量・水圧が確保されていることが目視により確認できた。このため、市道内に埋設されている既設水道本管φ75mmが閉塞していると判断し、修繕業務を実施したものである。

なお、当該修繕が9回に分かれているのは、当時は修繕内容を日報でしか管理できていなかったためであり、その理由は、令和7年2月19日に公表した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」のとおりである。当該修繕業務の実施に当たっては、本来、2本の仮設管を下水道工務課が管理するボックスカルバート内に設置を行う際、その施工に係る下水道法（ボックスカルバート）に係る協議及び道路法（市道部、勝開橋）に係る占用手続を行うべきところ、その後、市道部については令和6年12月に、勝開橋部については令和7年3月に道路占用許可を得たものの、修繕実施時点においては道路占用許可を得ておらず、また、下水道法（ボックスカルバート）に係る協議については行っていない。

また、ボックスカルバート内への仮配管の設置については、国道西側のボックスカルバート内に既に2本の給水管が設置されている状態を見て、現場担当者（技能員）が安易な判断のもと実施したものであるが、その報告を受けた管理監督職員が下水道法に抵触するにも関わら

ず、それを防止しなかった。

イ それぞれの修繕内容の詳細

(7) 修繕番号 1 6 7

令和 5 年 5 月 1 8 日、国道部既設水道本管 $\phi 100$ mm から、出水不良を起こしている既設水道本管 $\phi 75$ mm の仮設管用として $\phi 50$ mm 分を 1 箇所、万が一当該仮設管 1 本で水量が不足した場合に再度国道部を掘削することによる国道への交通影響を考慮し、仮設管用として 2 本目の $\phi 50$ mm 分を 1 箇所、またこれとは別に、当該出水不良の調査中に国道横断部において漏水を発見したことによる西側漏水修繕用として $\phi 50$ mm 分を 1 箇所の合計 3 箇所の取出し作業を実施

(4) 修繕番号 2 3 3

令和 5 年 5 月 2 4 日、既設水道本管 $\phi 75$ mm の仮設管としてボックスカルバート内に 1 本目となる $\phi 50$ mm 仮配管の配管作業を実施

(7) 修繕番号 2 3 4

令和 5 年 5 月 2 5 日、前日の設置箇所から $\phi 75$ mm 水道メーターまでの $\phi 50$ mm の配管作業を実施

(5) 修繕番号 2 3 5

令和 5 年 5 月 2 7 日、修繕番号 1 6 7 で作業をした国道部水道本管 $\phi 100$ mm から 3 箇所の取出し管をボックスカルバート内へ入れるための削孔作業を実施

(7) 修繕番号 2 3 6

令和 5 年 5 月 3 0 日、修繕番号 1 6 7 で作業をした国道部既設水道本管 $\phi 100$ mm から 3 箇所のうち、出水不良箇所 1 箇所分及び西側漏水箇所 1 箇所分の仮配管との接続作業を実施

その後、1 本目となる $\phi 50$ mm 仮配管を水道メーターに接続するに当たり現場担当者（技能員）が水の出を目視により確認し検討したところ、これまでの経験から必要水量が確保されない可能性があるため、2 本目となる $\phi 50$ mm 仮設管のための接続作業を実施

(7) 修繕番号 2 3 7

令和 5 年 6 月 1 日、2 本目となる $\phi 50$ mm 仮設管を $\phi 75$ mm

の水道メーターから勝開橋西側までの配管作業を実施

(キ) 修繕番号 238

令和5年6月2日、前日の設置箇所から修繕番号236にて2本目となる仮設管のための接続作業実施箇所までのφ50mm仮設管をボックスカルバート内へ配管作業を実施

(ク) 修繕番号 239

令和5年6月7日、仮設管φ50mm2本の水の出を目視により確認し、閉塞していた既設水道本管φ70mmを水道メーター手前のバルブで閉め止水した上で、φ75mmの水道メーターへ仮設管2本分の接続作業を実施

(ケ) 修繕番号 564

令和5年7月28日、これまでの作業に伴う、掘削箇所においての舗装本復旧作業を実施

(3) 修繕番号 293、431及び579の修繕概要について

ア 修繕に至る経緯

出水不良の調査中に国道23号歩道にて音調棒により漏水音の確認をしていたところ、国道より西側の建物へ接続している配管（鋼管φ50mm）で漏水していることが確認されたことから、国道上において漏水に伴う二次被害を避けるためその配管上のバルブを閉め、修繕業務を実施したものである。

なお、当該修繕が3回に分かれているのは、当時は修繕内容を日報でしか管理できていなかったためであり、その理由は、令和7年2月19日に公表した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」のとおりである。

国道23号下ボックスカルバート内の配管については、既に国道東側歩道から国道西側に向け、ボックスカルバート内に当該修繕において実施したものを含め3本の配管がされており、その配管に対する国道路管理者への占用手続については、3本中1本（平成27年度民間工事分PPφ50mm）はなされていたものの、残り2本（平成12年度民間工事分PPφ40mm、令和5年度津市修繕分PPφ50mm）については占用手続を行っていなかった。その後、国道路管理者との協議を行い、令和7年8月に道路占用許可を得たものの、修繕実施時点においては道路占用許可を得ていなかった。

イ それぞれの修繕内容の詳細

(7) 修繕番号 293

令和5年6月15日、国道西側に向けてφ50mm仮設管を国道下ボックスカルバート内へ配管作業を実施

(8) 修繕番号 431

令和5年7月14日、国道西側藤方666-8付近水道メーターへの配管作業（φ50mm及びφ20mm）を実施

(9) 修繕番号 579

令和5年7月25日、国道西側藤方666-8付近水道メーターとの接続作業（φ50mm及びφ20mm）を実施

(4) 藤方地内配水管布設工事及び図面作成業務委託（その2）の概要について

ア 藤方地内配水管布設工事の概要

藤方地内（国道23号東側）の市道藤方第27号線に埋設されている既設水道本管CIPφ75mmは、昭和49年に設置され、鑄鉄管の耐用年数40年から50年を超えた老朽化した配水管で、耐震適合管でなく配水管の内面にモルタルライニング等がされていない配水管であり、第3の1(2)のとおり、配水管内の閉塞が確認され、ボックスカルバート内にPPφ50mm2本の仮配管を設置して水道水の供給を行っている状況であった。

当該配水管は、排水ポンプの稼働時にポンプ冷却水として使用するため藤方排水機場等へ水を供給するためのものであり、浸水被害の軽減に備え常に健全な状態であるべき重要な配水管として、安定した水量で恒久的に給水する必要があるものである。

このことから、今回、藤方地内（国道23号西側）の市道藤方第28号線に水道本管DIPφ75mm及びPPφ50mmを整備すると同時に、同地内（国道23号東側）の市道藤方第27号線に埋設され、閉塞が確認された既設水道本管φ75mmの老朽管対策事業として、新たに水道本管HPPEφ75mm（取出し部分から一部区間はDIPφ100mm及びHPPEφ100mm）を整備したものである。

なお、これに伴い、下水道法第24条第1項第3号（行為の制限等）に抵触する状態にあったボックスカルバート内に、仮配管として布設

したPPφ50mm2本及び国道23号西側への給水管を撤去するとともに、ボックスカルバートの削孔穴の補修を行ったものである。

イ 図面作成業務委託（その2）の概要

本業務は、第3の1(2)の修繕により、津市藤方地内の既設ボックスカルバート（1,600mm×1,600mm）に横穴等を開けたことによるボックスカルバートの構造照査を行うことを目的として実施したものであり、ボックスカルバートに横穴等が開けられた位置等の調査を行い、構造照査を実施したものである。

なお、構造照査の結果、ボックスカルバートに構造上の問題はなく、横穴等の補修については、コンクリートやモルタル等で充填する方法が望ましいとの結果であった。

(5) 令和6年9月9日建設水道委員会における川口和雄議員への答弁について

議会答弁に備え事前に担当職員に確認をしたところ、奥村組に確認したと聞いていたため、現場担当者（技能員）等の確認を行わないまま、その旨回答したところであるが、議会答弁以後、詳細な確認を行ったところ、水量不足の確認については現場担当者（技能員）が目視で確認し、これまでの経験から水量が不足していると判断し、担当職員に報告したとのことであった。

具体的には、令和5年5月30日、修繕番号167で作業をした国道部既設水道本管φ100mmから、出水不良箇所1箇所分及び西側漏水箇所1箇所分の接続作業を実施した後、1本目のφ50mmの仮配管を水道メーターに接続するに当たり、現場担当者（技能員）が水の出を目視により確認し検討したところ、これまでの経験から必要水量が確保されない可能性があるため2本目の仮設管のための接続作業を指示したものであることが明らかになった。

このため、令和6年9月9日建設水道委員会での川口和雄議員への答弁は誤りである。なお、令和6年9月議会の建設水道委員会での川口和雄議員に対する答弁の取扱いについては、今回の調査で明らかとなった事実を含め、議会側と調整の上、対応する。

(6) 職員に対する処分について

令和7年2月19日に報告した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」に記載のとおり、当時においては、委託契約

に係る業務仕様書等に基づく業務執行が適切に行われていなかったことに加え、本来、修繕範囲及び修繕方法などを含めた修繕内容の判断は、技術職員が組織としての意思決定を前提として行うべきものであるところ、技能員にその権限を与えていたこと、さらには、業務担当者の業務関係法令に関する知識の不足と意識の欠如などが要因であり、当該現場は、真にこの要因による顕著な事例であるといえる。なお、職員の処分については、令和7年3月19日付けで元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件に係る調査により判明した不適切な行為等における管理監督責任として、これらの要因に対し、当時の管理監督職員に対し組織としての処分が行われており、上下水道事業管理者にあっても管理監督責任を明らかにするために、自身の給料を自主返納したものであり、これにより職員に対する処分は既に行われたものと認識している。

(7) 請求人が主張する津市に生じている損害額について

下水道法に違反し、また虚偽の報告で施工した水道設置工事（以下「修繕工事」という。）に係る費用6,377,500円については、国道23号東側（市道藤方第27号線）に埋設された既設水道本管φ75mmの閉塞が判明したため、水道使用者（奥村組）の水道メーターに対し水道法第15条第2項の規定に基づきその義務を果たすべく実施した修繕、及び国道23号西側の建物に接続する配管漏水について二次被害を防止するために実施した修繕に要した費用であり、修繕実施時の施工方法の判断に誤りがあったとはいえ、必要な修繕費用である。

破損した函渠の安全確認にかかった業務委託費548,377円については、修繕施工時に既設ボックスカルバートに横穴等を開けたため、その補修に向けてボックスカルバートの構造照査を実施した費用であり、修繕実施時の施工方法の判断に誤りがあったとはいえ、ボックスカルバートの安全確保を図るために必要な業務委託費用である。

水道管の撤去及び付替えに係る費用20,844,066円については、当該既設水道本管の閉塞に対し、新たに水道本管を整備するため、閉塞していた既設水道本管の撤去に係る費用及び新たな水道本管布設に係る費用として15,948,244円、これに伴う舗装復旧に係る費用として3,218,396円、ボックスカルバート内に布設されていた仮配管の撤去に係る費用として1,665,795円、ボックスカルバートの構造照査の結果を踏まえボックスカルバートの安全性を確保す

るために実施した横穴等の補修に係る費用として11,631円であり、閉塞が確認された既設水道本管φ75mmの解消を図るべく老朽管対策事業として実施した一連の工事に必要な工事費用である。

(8) 奥村組JVに求める費用の必要性について

閉塞が確認された水道本管φ75mmの機能回復を行った修繕工事であり、水道工務課が行うべき工事であるため、奥村組JVに求める費用ではない。

2 監査の対象事項に係る判断

(1) 監査の対象事項

請求人の要旨及び請求人が提出した証拠書類から、請求人が津市に生じている損害として主張する修繕工事に係る費用6,377,500円については、支払日からすでに1年を経過しており、請求人の主張する「財務会計上の行為から1年を経過して請求する正当な理由」とは認めず監査の対象事項から除外した。

破損した函渠の構造照査を行うための下工公担第1—5図面作成業務委託（その2）仮設管撤去及び水道本管付替えに係る水整第12号藤方地内配水管布設工事（以下「図面作成業務委託等」という。）を監査の対象事項とし、違法若しくは不当な行為に当たるか否かとした。

(2) 請求期間を経過して本件監査請求を行う「正当な理由」に対する判断

普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえ違法、不当であったとしても、いつまでも、監査請求の対象としておくことは法的安定性を損なうことから、監査請求期間について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項において「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されていることから、請求期間を経過して行われた本件監査請求の「正当な理由」の有無について検討を行った。

この「正当な理由」の有無については「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法第242条2項ただし書が適用されるが、この場合における正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をする

に足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時（以下「起算日」という。）から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」とされている。（最高裁判所平成14年9月12日判決平成10年（行ツ）第69号・第70号）

請求人は請求書において、事実を知り得た時期は、請求人に公文書が開示された令和6年10月2日であるとしているが、この時期について調査したところ、請求人は令和6年10月2日付けで、情報公開手続きにより上下水道事業局から開示された資料等を受け取り、これら開示資料から水道工務課の工事内容には、下水道法に抵触する違法状態がある事実を把握した上で、令和6年12月11日付けで監査対象部局に質問状を送付しており、遅くとも同日に、請求人は、監査請求をするに足りる程度に本件監査請求に係る修繕工事の支出の存在及び内容を知ることができたと解される。

このことから、起算日を令和6年12月11日とし、起算日から1年2箇月の期間が経過した令和8年2月24日に提出された本件監査請求は、相当な期間内にされたものということとはできない。

よって、受理をした本件監査請求書のうち、請求人の主張する修繕工事に係る費用6,377,500円については、監査請求期間を経過したものとみなすを得ず、不適法であると判断する。

(3) 違法性の承継に対する判断

修繕工事については、本件監査請求の対象事項から除外したが、先行行為としての修繕工事と後行行為としての図面作成業務委託等の間に因果関係を認め、違法性の承継があるか否か、検討を行った。

本検討の前提として、法第242条第2項は「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、監査請求期間につき期限を設けており、その趣旨は第3の2(2)に記載のとおりである。

そして、先行する財務会計行為について監査請求期間が経過した場合の違法性の承継について、静岡地裁平成10年7月17日判決（平成8年（行ウ）5号）において、「特定の財務会計行為について監査請求期間を徒過したためにその違法、無効を論ずる余地がなくなった場合には、これを前提としてなされる後行の財務会計行為について、前者の違法性

を承継しているとしてその違法を取り上げることは、後行の財務会計行為自体に独自の違法が存することを理由とする場合以外には許されないと解すべきである。そうでなければ、先行する財務会計行為について監査請求期間が経過したにもかかわらず、結局はその効力等について穿鑿を許すことになり、監査請求期間を制限した法の趣旨に反する」とその判断を示している。

これらを勘案し、監査対象部局を調査した結果、後行の財務会計行為である図面作成業務委託等については、地方自治法、地方公営企業法等関係法令及び津市会計規則の規程の趣旨に即し、契約の締結が為され、支出が行われており、当該図面作成業務委託等の先行工事である修繕工事の違法性の承継を認める余地はないと判断した。

よって、受理をした本件監査請求書のうち、図面作成業務委託等を本件監査請求の監査の対象事項とした。

(4) 図面作成業務委託等について

監査の対象事項とした図面作成業務委託等は、老朽管対策事業として、新たに配水管を整備するとともに、下水道法第24条第1項第3号に抵触するとの認識を持たずに施工した修繕工事の違法状態を是正するために致し方なく、必要な業務であると認められる。

図面作成業務委託等の契約は有効に成立しており、当該図面作成業務委託等の受託事業者が、契約内容どおりに業務を履行し、発注者が業務完了確認を行えば、業務委託料を支払う法律上の義務があり、当該図面作成業務委託等に係る支出命令及び支払に関して、財務会計上の義務に違反する違法性はないと判断する。

(5) 職員への処分に係る判断

本件監査請求のうち、職員への処分については、監査請求における措置事項に当たらないと判断する。

(6) 令和6年9月議会での虚偽答弁の取消しへの判断

本件監査請求のうち、虚偽答弁の取消しについては、監査請求における措置事項に当たらないと判断する。

3 結論

本件監査対象事項とした図面作成業務委託等については、下水道法第24条第1項第3号に抵触するとの認識を持たずに施工した修繕工事の違法状態を是正するために致し方なく、必要な業務であり、当該図面作成業務

委託料等に係る支出命令及び支払についても違法若しくは不当は認められない。

よって、本件監査請求については理由がないと判断し、棄却とする。

4 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、付言を行う。

本件監査請求は、修繕工事が建設業法に違反する分割発注工事ではないかと請求人が疑念を抱いたところから端を発したものであり、請求人の調査によって、下水道法に抵触する修繕工事が行われていた事実が明らかになったものである。

下水道法において、暗渠内への工作物の設置については、行為の制限が規定されているにも関わらず、令和5年度に水道工務課において、下水道工務課に協議することなく、ボックスカルバートを削孔し、修繕工事を行っていたことは、法令を遵守するという公務員としての基本姿勢及び組織間の連携が欠如していたと言わざるを得ない。

また、下水道法に抵触する修繕工事であるにも関わらず、管理監督職員が防止することなく、複数回にわたり、ボックスカルバートへの削孔を繰り返す修繕工事が行われていたことから、同様の手法を取った修繕工事が他の場所においても行われているのではないかと、市内の下水道施設全体の安全性は確保されているのか、疑念は増すばかりである。

地方公務員法第32条において「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されているにも関わらず、水道法に係る関係法令のみで判断し、施工時に関係する他法令の確認を怠り、結果、下水道法に抵触する工事を施工した事実を斟酌する余地はなく、上下水道事業管理者は、このような事案が生じた要因を今一度考察され、危機管理意識をもって再発防止対策を講じられるとともに、局一丸となって信頼回復に努められたい。

以上